

## 監査公表第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

### 監査の対象

総務部，財務部，財産区，こども部，公平委員会事務局

令和7年2月21日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

阪 井 昌 行

## 総務部監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象課等

総務課，人事課

### 3 監査の期間

令和6年10月1日から同年12月25日まで

### 4 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

## 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

## 7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

## 8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、人事課については是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

### 指摘事項

予算の執行について、次の事例があった。

- (1) 先進地の視察に当たり負担金を支出しているが、視察終了後に執行伺兼支出負担行為書を起案していた。
- (2) 研修で必要なテキストを購入しているが、納品後に執行伺兼支出負担行為書を起案していた。

については、予算及び決算規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

## 財務部監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象課等

管財課

### 3 監査の期間

令和6年10月1日から同年12月25日まで

### 4 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

## 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

## 7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

## 8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

### 指摘事項

- (1) 庁舎に係る行政財産使用許可において、相手方に送付した納入通知書の納期限を使用開始日より前の日とすべきところ、使用開始日以降の日となっていた。

については、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理をされたい。

- (2) 「本庁舎来庁者駐車場精算機新紙幣対応修繕」に係る指名業者審査伺いにおいて、部長決裁によるべきところ、課長による決裁となっていた。

については、物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程に基づき、適正な契約事務をされたい。

## 財産区監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の期間

令和6年10月1日から同年12月25日まで

### 3 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

### 4 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

### 5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとと

もに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

## 6 監査の結果

1 から 5 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

## こども部監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象課等

こども施設課

### 3 監査の期間

令和6年10月1日から同年12月25日まで

### 4 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

## 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

## 7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

## 8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

### 指摘事項

(1) 財源の一部が国費である補助金について、次の事例があった。

ア 交付決定通知書において、国の交付要綱で定める交付条件を付していないものがあった。

イ 補助事業者から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書が提出されていないにもかかわらず、これを求めていなかった。

については、適正な事務処理をされたい。

(2) 私立保育所等施設整備事業補助金に係る交付決定通知書において、補助金等交付規則に定める財産に係る管理状況の報告を交付の条件として付していなかった。

また、補助事業者から当該報告がされていないにもかかわらず、これを求めていなかった。

については、適正な事務処理をされたい。

(3) 証明手数料について、収納した現金の指定金融機関等への払込みが、収納した日

から起算して3営業日を経過しているものがあった。

については、会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

(4) 保育所における年次有給休暇の取得について、次の事例があった。

ア 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則では、年次有給休暇を取得しようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならないとなっているにもかかわらず、当該請求に係る事務処理をしていないものがあった。

イ 休暇の取得開始時刻を庶務事務システムに誤って入力したため、実際より30分多く休暇を取得していた。

については、適正な事務処理をされたい。

## 公平委員会事務局監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の期間

令和6年10月1日から同年12月25日まで

### 3 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

### 4 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

### 5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとと

もに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

## 6 監査の結果

1 から 5 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。